

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 佐藤
日 時	令和元年6月19日(水曜日)	開 議	午前 9 時 58 分
		閉 議	午後 0 時 16 分
出席委員	◎小川、○奥野、田中、赤坂、藤本、竹田、菱田		
出席理事者	【企画管理部】 浦部長 [契約検査課]中澤課長、田中副課長 【産業観光部】 吉村部長 [商工観光課]三宅課長、栗林観光担当課長、橋本観光振興係長 [光秀大河推進課]松本課長 [農林振興課]笹原課長 【まちづくり推進部】 並河部長、関事業担当部長 [都市計画課]関口課長 [都市整備課]山内課長、信部区画整理担当課長 [まちづくり交通課]伊豆田課長 [桂川・道路整備課]澤田課長、石田整備担当課長 [土木管理課]藤本課長、鈴木管理担当課長 [建築住宅課]内藤課長、窪内建築係長 【上下水道部】 阿久根部長 [総務・経営課]西田課長、人見水道経営係長、服部下水道経営係長 [お客様サービス課]柴田課長 [水道課]清水課長 [下水道課]川勝課長 [年谷浄化センター]西田所長		
出席事務局	山内事務局長、鈴木議事調査係長、佐藤主任		
傍聴者	市民2名	報道関係者1名	議員1名(三宅)

会 議 の 概 要

9 : 5 8

1 開議 (小川委員長あいさつ)

2 事務局日程説明

[事務局主任より日程説明]

3 要望について

<小川委員長>

当常任委員会所管の要望「市の開発強化権限の行使方法などに関する要望」について、要望者から意見陳述の申し出を受けている。ただ今から意見陳述の機会を設けることとしたいが、異議はないか。

(異議なし)

<小川委員長>

異議なしと認め、要望者の意見陳述の機会を設けることを決定する。

[要望者(意見陳述者(松尾寛治氏))、発言席へ]

9 : 5 9

<小川委員長>

ただ今から要望者による意見陳述、質疑を順次行う。意見陳述の内容は、要望の趣旨・補足説明とし、陳述時間は10分以内で終了するよう、簡潔に願います。

[要望者意見陳述（趣旨説明）]

10 : 09

[質疑]

<小川委員長>

ただ今の意見陳述に関して質疑を行う。質疑はないか。

[質疑なし]

本件については貴重な意見として聞き置くこととし、今後の委員会活動の参考にしたいと思うが、そのような取扱いでよいか。（了）

[要望者（意見陳述者（松尾寛治氏）、発言席から退席]

10 : 13

4 所管分付託議案審査（説明～質疑）

[上下水道部入室]

[上下水道部所管議案審査]

・上下水道部長あいさつ

（1）第22号議案 公の施設の利用に関する協議について

・総務・経営課長説明

10 : 15

[質疑]

<竹田委員>

布設工事について、亀岡市の部分も南丹市の施工管理で行うのか。

<総務・経営課長>

工事の施工費用も工事費も南丹市の負担である。

<竹田委員>

亀岡市が委託を受けて工事を行うことはないか。

<総務・経営課長>

現在のところ南丹市が施工をするよう協議している。

<菱田委員>

千代川浄水場内の工事はどうか。

<水道課長>

浄水場の中のメーターも南丹市で設置する。門の外に出すのか詳細は決まってい
ないが、維持管理・更新まで全て南丹市でもらうよう協議する。

<菱田委員>

一次川と二次川の分岐点はメーターになるのか。

<水道課長>

浄水場内の施設更新を計画している。送水ポンプで水を送っている配管に、メ
ーターをつけてもらうところまで準備する。

<菱田委員>

メーターが起点で二次川になるということか。心配なのは、今後、拡張や移設があ

ったとき、敷地のぎりぎりのところにメーターをつけておかないと、こちらの勝手に物事ができないということになるので、十分協議しておきたい。

<奥野副委員長>

布設後、使用料金はどうなるのか。

<総務・経営課長>

今のところ、施設の拡張は計画していないので、既存施設を使って、用水供給をするので、今の運営費から算出して、施設の維持管理費、減価償却費等から減価を割出し、その単価で供給料金として徴収する。

<奥野副委員長>

単価設定の基準はどうなるのか。

<総務・経営課長>

直近の供用開始年度により近い決算数値で単価を決定していく。単価設定の範囲内で合意を得ている。積算の考え方などは合意に至っている。

[上下水道部退室]

10 : 25

[産業観光部入室]

[産業観光部所管議案審査]

・産業観光部長あいさつ

(1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)所管分

・所管課長順次説明(歳出歳入一括)

10 : 26

[質疑]

<田中委員>

P17の経営所得安定対策等直接支払推進事業経費増は、一般的な事務費なのか。

<農林振興課長>

一般的な事務費である。主なものとして、情報活用システムがWindows7から10になることに伴うシステム改修等である。

(2) 第10号議案 亀岡市湯の花温泉供給条例の一部を改正する条例の制定について

・商工観光課観光担当課長説明

[質疑] なし

(3) 第16号議案 亀岡市土づくりセンター条例の一部を改正する条例の制定について

・農林振興課長説明

[質疑]

<菱田委員>

糞と尿の使用量と金額はどれくらいか。

<農林振興課長>

30年度決算で580万円である。使用量は、乳用牛2,400トン、肉牛5,100トン、豚2千トンである。

<赤坂委員>

糞と尿をどう分けるのか。

<農林振興課長>

尿についてはほとんど搬入がない。今は糞と尿を混ぜて搬入される。1頭1カ月あたりの設定である。

(4) 第17号議案 亀岡市食肉センター条例の一部を改正する条例の制定について

・農林振興課長説明

[質疑] なし

(5) 第18号議案 亀岡市林業センター条例の一部を改正する条例の制定について

・農林振興課長説明

[質疑] なし

[産業観光部退室]

10:47

[休憩]

[まちづくり推進部入室]

[まちづくり推進部所管議案審査]

・まちづくり推進部長あいさつ

(1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)所管分

・所管課長順次説明(歳出歳入一括)

10:57

[質疑]

<田中委員>

P11の南桑中学校の防犯灯は何灯設置するのか。

<土木管理課長>

12灯である。

<田中委員>

P21の橋梁維持経費増の工事請負費が190万円減額となっているが、当初の設計通りに橋梁工事ができるのか。

<土木管理課長>

問題ない。

<田中委員>

問題ないのなら、初めの予算額が大きすぎたのではないか。

<土木管理課長>

工事の請負率もあるので、やりくりしていく。

<藤本委員>

P11の南桑中学校の防犯灯はどの場所に設置されるのか。

<土木管理課長>

南桑中学校の北側と南側に集中して設置する。

<藤本委員>

南側には何灯付くのか。

<土木管理課長>

6から7灯である。

<菱田委員>

防犯灯は農道を市道認定して設置するのか。

<土木管理課長>

農道を市道認定して設置するのではなく、通学路が非常に暗いので設置する。

<菱田委員>

ラッピングバスは、どの程度か。

<まちづくり交通課長>

パートラッピング（部分的）で窓から下である。2台を行う予定である。

<菱田委員>

バスのコースは。

<まちづくり交通課長>

地方創生推進交付金の目的である、亀岡に多くの人を呼び込むため、京都駅から亀岡市内に入っている往復コースである。1日78便ある内の15台の内、2台を走らせ、多くの観光客を亀岡に呼び込んでいきたい。

<菱田委員>

雲仙橋の工事を入札して、入札残が190万円出たわけではないのか。

<土木管理課長>

予算の関係上、2カ年に分けざるを得ない状況になった。工事予算案が当初より、委託費があがり、やりくりの中で工事請負費を190万円減らし、その中で入札をかけていきたい。

<藤本委員>

南桑中学校の防犯灯の設置工事はいつか。

<土木管理課長>

12月までに終わらせたい。

<竹田委員>

P23の緑花推進経費のききょうの里への補助金等の内容を詳細に示してほしい。

<都市整備課長>

内訳は、ハード的な面整備に工事費と設計費を含め500万円である。ソフト事業として、アドバイザー委託料、苗植え付け作業、草引き等のアルバイト賃金、事務用品、ワークショップの開催費用を考えている。

<竹田委員>

面整備は全ての範囲か。

<都市整備課長>

売店の横の一の段と二の段の整備を考えている。広場等観光客に見られる場所を整備してはどうかと考えている。最終は地元のききょうの里の作り変えのみなさんと相談しながら進めていく。

<竹田委員>

ソフト面のアドバイザーはどういう人なのか。

<都市整備課長>

植栽管理アドバイザーとして、京都地域未来創造センターの教授をお招きし、ききょうの生育環境や土壌の問題点の把握等植栽について、改善方法を指導いただきましたと思っています。

<奥野副委員長>

P 2 3 のバスケットボールのゴールは何機なのか。

<都市整備課長>

1 対で 2 台がセットになっている。

<赤坂委員>

ききょうの里はアクセスも悪いし、駐車場も狭いしお金をかける意味がないと思う。もっと、まち中にお金をかけるべきである。やるなら、宣伝をしっかりとすべきである。これは意見である。

(2) 第 1 9 号議案 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

・都市整備課長説明

[質疑] なし

1 1 : 4 0

(3) 第 2 4 号議案 亀岡運動公園体育館指定避難所施設整備工事（建築）請負契約の締結について

・都市整備課長説明

1 1 : 4 4

[質疑]

<田中委員>

一般競争入札である理由は何か。

<契約検査課長>

条件付き一般競争入札であり、亀岡市建設工事入札参加資格審査において、A 等級に認定した、市内に本社・本店を置く 1 6 社の中から、業者の自主結成による 2 社での共同企業体として参加してもらった。

<田中委員>

応札したのは何社か。

<契約検査課長>

7 J V である。

<田中委員>

落札率は。

<契約検査課長>

9 3 . 3 2 % である。

<藤本委員>

電気と機械の契約は別々で入札するのか。

<契約検査課長>

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の、適正化指針に基づき、分離発注による市内への経済的効果、地元建設業者の育成等を図るため、業種区分に分けて受注機会の拡大を図るように努めている。

<藤本委員>

- トイレは、全部洋式にするのか。更衣室は全部シャワー付きになっているのか。
- <都市整備課長>
トイレは、小体育館と大体育館の間にあるトイレを洋式に変える。更衣室については、天井や壁の改修であり、シャワーについては、平成25年に改修済みである。
- <奥野副委員長>
空調は小体育館と大体育館は別個のものになるのか、一括のものになるのか。
- <都市整備課長>
別個のものになる。使用料金については今後検討していく。
- <奥野副委員長>
外装も改修されるのか。
- <都市整備課長>
雨漏りのある屋根と建具、戸井を改修する予定である。
- <竹田委員>
小・中学校の空調整備の契約は、分離発注になっていないが、整合性はどうか。
- <契約検査課長>
小・中学校の空調工事は建築と管と電気のJVを組んでいる。今回は建築、電気、機械を分けてJVを組んでいる。
- <竹田委員>
整合性が取れていない。
- <企画管理部長>
今回の工事は予算額が6億円を超えるような大規模な工事であり、分離発注によるメリットを考慮した上で、今回は分離発注を行った。一定金額による考えもあった。
- <竹田委員>
今後明確に説明できるよう要望しておく。
- <奥野副委員長>
使用料が上がるのが予想されるが、できるだけ使いやすい単価でいってほしい。

11:51

[まちづくり推進部退室]

[委員間討議] なし

5 討論～採決

[討論]

<田中委員>

第10号・16号・17号・18号・19号議案について、消費税の増税による条例の改正について、反対する。本会議で詳細を述べる。第24号議案は、落札率が高いような気がするが、賛成をせざるを得ない。

[採決]

- ・第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）

可決・全員

- ・第10号議案 亀岡市湯の花温泉供給条例の一部を改正する条例の制定について

可決・多数

- ・第16号議案 亀岡市土づくりセンター条例の一部を改正する条例の制定について

可決・多数

- ・第17号議案 亀岡市食肉センター条例の一部を改正する条例の制定について

可決・多数

- ・第18号議案 亀岡市林業センター条例の一部を改正する条例の制定について

可決・多数

- ・第19号議案 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

可決・多数

- ・第22号議案 公の施設の利用に関する協議について

可決・全員

- ・第24号議案 亀岡運動公園体育館指定避難所施設整備工事（建築）請負契約の締結について

可決・全員

[指摘要望事項等] なし

12:05

6 その他

(1) 議会だよりの掲載内容について

<小川委員長>

事務局から説明を。

<事務局主任>

記事のスペース上、A4の3分の1で2行分となるので、1～2項目程度でお願いしたいと考えている。協議願う。

<菱田委員>

第22号議案は新聞にも掲載されているので必要だと思う。

<藤本委員>

第24号議案について、来年のオリンピックに向けてのホストタウンということで整備している。小・中学校の空調整備と混同している市民や、いつできるのか聞いてくる市民もいるので、掲載が必要だと考える。

<竹田委員>

第24号議案は電気と機械も含めて、掲載するべきである。

<田中委員>

どこの体育館も空調整備を行ってもらえると思う人が出てくるので、指定避難所だということをしっかり強調しておくべき。

<議事調査係長>

電気と機械についても、現在執行部で調整しており、最終日に第25号議案、第26号議案として追加提案される予定である。最終日に常任委員会を開催し、審査する予定であるので、それを踏まえて、その際に検討願う。

<小川委員長>

最終日にもう一度確認させてもらう。

(2) 行政視察のまとめについて

<小川委員長>

意見はあるか。

<藤本委員>

まとめは、執行部に送付するのか。

<事務局長>

各常任委員会で取り扱いを決めてもらえばいい。総務文教常任委員会では、執行部に送付した。

<藤本委員>

執行部に渡してほしい。

<小川委員長>

取りまとめて、執行部に送付する。

以上のような内容でまとめ、復命書を議長に提出することとする。

12:14

(3) 次回の月例開催について

<小川委員長>

7月の月例開催について協議する。7月には、決算分科会で、事務事業評価に向けた協議として評価事業の選定等も行いたいと考えている。月例の案件について、意見は。日程はいつにするか。

7月26日（金）午前10時からとする。その他何か連絡はあるか。

[なし]

以上で閉議する。

～散会 12:16